

- 適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度とする。
- 民泊に係る新法の制定と併せ、旅館業法の改正にも取り組む。

### 旅館業法の改正事項として考えられる事項

#### 【中間整理において検討すべき項目として整理している事項】

##### ○ 宿泊拒否制限規定の見直し

宿泊拒否の制限については、既存のホテル・旅館について今日的意義が薄れているのではないかとの指摘があることにかんがみ、不当な差別的取扱いがなされないことに留意しつつ、合理的なものとなるよう見直す方向で検討すべきである。

##### ○ 無許可営業者に対する報告徴収・立入権限

無許可営業者に対する報告徴収や立入調査権限を整備することについて検討すべきである。

##### ○ 罰則の見直し

無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰則については、罰金額を引き上げる等実効性のあるものに見直すべきである。

##### ○ 賃貸借契約、管理規約に反していないことの担保措置

旅館業法の許可を与えるに当たって、賃貸借契約、管理規約に反していないことの担保措置について、検討すべきである。

#### 【中間整理以降における検討会での指摘を踏まえた検討事項】

##### ○ ホテル・旅館営業の一本化

近年、旅館・ホテルの区別がつかなくなってきており、営業許可を一本化すべきではないか。